

# 保全異議申立書

平成22年2月22日

### 長崎地方裁判所 御中

債務者代理人弁護士 福 田 浩 木 下 健太 同

可 野上恭

当事者の表示 別紙当事者目録記載のと

## 申立の趣旨

- 1 上記当事者間の長崎地方裁判所平成21年(ヨ)第49号賃金仮払仮処分命 令申立事件について,同裁判所が平成22年2月8日にした<u>仮処分命令を取り</u> 消す。
  - 2 債権者の上記仮処分命令申立てを却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。

との裁判を求める。



申立の理由

本件については、以下に述べるとおり、債権者の主張する被保全権利も保全の必要性も存在しない。

債務者は、本件仮処分手続においてこれまでに提出した平成21年11月19日付答弁書及び平成22年1月29日付準備書面(1)での主張及び疎明資料は全て援用する。さらに、債務者は、本件仮処分命令の取消を求める理由を、以下のとおり補充する。

#### 第1 被保全権利の不存在

- 1 本件仮処分命令においては、本件処分の原因たる事実を、債権者の債務者に おける合計383日間の無断欠勤及び債務者から債権者に対する職務命令であ る兼業従事実施状況の報告に従わなかったことと認定しつつ、無断欠勤につい て、具体的な日及び時間数が不明であり、このような不特定な事実に基づいて 本件処分をすることは違法であるから、債権者は本件処分無効を前提とする賃 金請求権を有するものと認められると判断している。
- 2 しかし、本件仮処分の審理においては、債権者と債務者の間で、債権者が勤務時間内に兼業に従事していた事実自体には争いはなく、時間内の兼業従事が認められるかどうかが争点となっていた。すなわち、債権者が、債務者大学における勤務実態は裁量労働制であったということを前提に、勤務時間内の兼業従事は認められると主張したのに対し、債務者は、裁量労働制は採用していないし、あくまでも勤務時間外での兼業従事許可だったのであり、勤務時間内での兼業従事は認められないと主張していたものである。このように、本件処分の有効性に関する債権者の防御の中心は、「無断欠勤(勤務時間内の兼業従事)の日及び時間数」ではなく、「勤務時間内の兼業従事の妥当性」だったのであり、この点で、本件仮処分命令の判断は、本件争点と乖離している。債権者と債務者の間で中心争点であった「勤務時間内の兼業従事の妥当性」については、

本件処分手続の中で債権者に交付された文書(乙5)によって債権者は十分に弁明・防御が可能であったことは明らかである。そして、債権者の兼業従事が勤務時間外でのみ許可されたものであることは明らかであるから(乙1ないし乙3)、債権者の勤務時間内の兼業従事を原因とする本件処分が有効であることは明らかである。

3 また、債権者は、債務者の諸規程により債務者の所定勤務時間は十分に把握 していたのであり、かつ、債権者の兼業従事状況をもっともよく把握していた のも債権者であるから、勤務時間内の兼業従事日数及び時間数をもっともよく 把握できたのは外ならぬ債権者なのである。だからこそ、本件仮処分命令も認 定しているとおり、債務者は、債権者の勤務時間内の兼業従事の状況を解明す るために、本件処分の4か月前から、職務命令により再三にわたって兼業従事 の実施状況の報告を求めたのである(乙6ないし乙8)。このように、債権者は、 兼業への従事状況を報告するための情報及び時間は十分に有していたのであ る。にもかかわらず、債務者からの職務命令を拒絶した債権者の行為は、十分 に懲戒対象となる行為を理解し特定することが可能でありながら、債務者によ る適正な処分を妨害するためになされたものであって、債権者が無断欠勤の日 及び時間数について特定できず事実確認や弁明ができないとの本件仮処分命令 の判断は失当である。仮処分命令の考え方によれば、被懲戒対象者の違反行為 が多くなるほど、懲戒権者において懲戒事由の特定・立証が困難となり、懲戒 処分が困難となるという結論になるが、このような結論が不当であることは明 らかである。

#### 4 小活

以上のとおり、本件保全申立の被保全権利がないことは明らかである。

### 第2 保全の必要性の不存在

以下述べるとおり, 本件仮処分命令は, 債権者の家計の検討の点, 金員仮払

仮処分の要件の判断の点いずれの点においても極めて不十分なものであり、失 当である。

1 本件	仮処分命令は,	債権者の家計の	り明細について		
Á					
	十分に検討	せずに判断を行	<sub>行っている本件</sub>	+仮処分命令は	失当である。
		に述べてきたと			
		給与等に関する			
		世帯人員別標準 90 円であるから			骨の1月のに
Į.					失当である
ことは明	明らかである。				/C
3 また,	債権者の収入	、は			

である。

4 小活

以上のとおり、本件保全申立の保全の必要性がないことは明らかである。

第3 したがって、本件仮処分命令は、被保全権利も保全の必要性も認められない から、直ちに取り消されるべきである。

添付書類

1 訴訟委任状

1通

(別) 紙)

## 当 事 者 目 録

1 住 所 〒851-2195

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

債 務 者 長崎県公立大学法人

上記代表者理事長 太田 博道

2 住 FJr 法律事務所 (送達場所) 電話 FAX 上記債務者代理人 弁護士 福 田 浩 久

同 木 下 健太郎 同野上恭史

憲司

3 住 所 久木野

債権者